第２回地域安全まちづくり審議会議事録

１　日時

平成18年10月６日（金）15:00～17:20

２　場所

兵庫県公館第１会議室

３　出席者

○　委員

足立委員（代理：大東県町村会事務局長）、木谷委員、國松委員、齋藤委員、坂本委員、細谷委員、村井委員、矢田委員（代理：伊川県市長会事務局長）、山下委員、山田委員

○　県側

藤原県民政策部長、木村地域協働局長、藤原地域安全課長、國塚県土整備部土木局道路保全課長ほか幹事課室等

４　内容

(1) 地域安全まちづくり審議会中間報告案について

ア　子どもの安全を確保するための活動及び措置に関する指針案

（事務局）

※　資料１及び２に基づき、各指針案ごとに説明

（Ａ委員）

指針では、地域の活動に対して期待されているが、地域で活動に取り組んでいる人達は、それぞれ仕事を持っており、その活動にも限界がある。特にニュータウンでは、住宅ローンの支払いをしながら、一生懸命子育てしている人が多く、地域の活動によって子どもを守っていくことに少し限界を感じている。

子どもを犯罪から守るためには、子ども自身が自らの身を守れるようになることが大切であり、最近では、大人による子どもを守る取組が進んだことによって、逆に子どもが弱くなったのではないかと思うようになった。

このような思いから、先月、子ども自身に強くなってもらうため、小学生約30人で

「ジュニアチーム」を立ち上げた。現在の取組としては、子どもに地域にある公園、道路等の施設を自分の目で確認させ、ここで起こったことの話し合いや各種行事の体験を通じて、子ども自身を変えていこうとしており、これも一つの方法であると思う。

（会長）

地域安全マップづくりのような子ども自身に危険を認識させ、身を守ることを教える取組が全国に広がっている。これについて、この指針での扱いを事務局としてどのように考えているのか伺いたい。

（事務局）

指針の４本柱の一つに「安全教育の充実」を掲げている。安全教育の充実の背景には、子どもに対する安全教育によって、子ども自身に自発的な取組が広がることへの期待もある。

なお、子ども自身が自ら安全を確保するための教育や子どもの規範意識をはぐくむ教育に関する具体の取組については、推進計画においても、個々の項目として書き込んでいきたい。

（会長）

指針は、子どもに向けて作成されるものではないので、正面から書いてはいないが、そのような趣旨は盛り込まれていると言うことか。もう少し強調してもよいと思うが。

（Ｂ委員）

地域安全マップの作成は、全国で取り組まれ、非常に効果があると言われている。マップづくりのポイントは、子どもと一緒につくることで子どもの安全意識を高めることはもとより、大人の目では見えない危険箇所等について、子どもが自分の目で見て発見することにある。

指針には、地域安全マップの作成が随所に書かれており、重要視されていることはわかるものの、その表現が異なっている。具体的には、「３　安全教育の充実」の「(2) 子どもの保護者、地縁団体等の活動及び措置」では、「ア　子どもとともに取り組む地域安全マップの作成・・」となっているが、「(1)　学校の設置者等の活動及び措置」では、単に「地域安全マップの作成」となっており、読み方によっては、子どもを抜きにして大人たちだけでつくることを念頭にしているようにも読めるので、子どもと一緒につくることがイメージできる書き方が必要である。

（会長）

指針全般を通して、用語の使われ方をチェックしていただきたい。

また、地域安全マップをつくる際には、子どもが主体にならないといけないということが伝わるように工夫してほしい。

（Ｃ委員）

子どもの安全を確保するため、常に子どもに目を向けることは、現実的には難しい状況にある。子ども自身が自らの身を守ることは大変重要で、安全教育の分野は、これまで以上に重要になってくると思う。しかし、教育には、家庭教育、地域教育、そして学校教育があり、これらの教育が有機的にリンクすることが大切であることから、家庭教育について、もう少し取り上げてはどうかと思った。

（会長）

Ｃ委員のご指摘は、非常に大事なところではあるが、この指針は、学校と通学路を中心に構成していることから、この指針に盛り込むのは難しいように思う。

（Ｄ委員）

学校では、地域からの要望、各種行事等の増加により、校長、教師とも極めて多忙な状況にあるにもかかわらず、教職員の増加が見込めない。そのような中で、指針策定によってできる新たな業務について、財政上の負担増も含めて、これまでの企画部会でどのような議論があったのか伺いたい。

（事務局）

企画部会では、教職員の負担について、特段ご意見はなかったと記憶している。

なお、この指針に基づく具体の取組に当たっては、学校現場の業務が増加することが考えられるが、この指針は、基本的な考え方にも書いているように、学校の設置者等、子どもの保護者等の活動及び措置を行うに当たって配慮すべき事項を示したもので、強制するものではなく、地域の事情に応じて創意工夫して取り組んでもらえればと考えている。

（会長）

企画部会の議論では、この指針に書かれている内容は、各地域の実情に応じてすでに各学校で取り組まれていることから、白紙の状態から受け止められるものではないということであった。そのようなことから、現在の取組の方向性と矛盾することなく、さらに発展させるものであるべきであるという意見もあった。

この指針は、事務局が説明したように、地域の特性等に合わせて学校ごとに創意工夫を凝らして取り組める指針であり、これを受けとめる側にとって、その趣旨が分るようにすることが大切である。

（Ｅ委員）

地域では、まちづくり協議会等による組織的な防犯パトロールを行っているが、この指針が公表されることにより、これらの活動が深みを増し、さらに充実すればと思うので、早く指針を策定し、公表していただきたい。

（会長）

すべての指針に共通しているが、その内容が一目でわかるように、イラストを交えたパンフレット等を県民に提供し、理解を求めることが重要である。

また、指針は、県民に押しつけるのではなく、これをきっかけに創意工夫を凝らして取り組んでいただくものであるという指針の趣旨が生かされるような提供方法を工夫願いたい。

イ　犯罪の防止に配慮した住宅及び住宅地の構造、設備等に関する指針案

（Ｄ委員）

全体的に、ここまで細かく規定する必要があるのかという感じがする。

建築基準法の視点から見ると、共同住宅には、ワンルームマンション、大規模マンション、いわゆる長屋住宅などがある中で、これらを一括りに「共同住宅」としてすべてを対象にした指針が機能するのか、また、本当に指針が必要なのかと思った。

さらに、一戸建て住宅の犯罪防止の観点から配慮するべき箇所は理解できるものの、住宅の規模には大きな開きがある中で、一括りに「一戸建て住宅」とした場合に、県民が読んで理解できるのかと疑問に思った。その辺りについて、事務局から説明願いたい。

（事務局）

この指針は、住宅や住宅地の企画、計画、設計を行う開発者、設計者といった方々を念頭に置いて策定しようとするものである。

（会長）

これまでの企画部会では、安易に防犯設備を整備するという発想ではなく、設計者等が敷地の利用計画や建物の設計についての図面を書く段階から、防犯のことを意識してもらうことが必要であるという観点で議論し、この指針案をとりまとめた。

（Ｄ委員）

建築基準法や各市町村の開発基準等との整合性の問題もあり、ここまで細かくする必要があるのかと思った。

（Ａ委員）

ニュータウンなどでは、開発計画の段階で住む人の意向をあまり配慮されずに整備が進んでいるように思う。

以前、ある住宅が高い塀を設置したことがあり、通報によって、３日後に塀が全部取り壊されたことがあった。そのような意味で、塀の高さに関する基準などについては、建替えする時に、分りやすく示されていることは大切である。

住宅の指針は、余り細かい内容よりも、塀とか、行政が行う照明設備等の大まかな

部分について、規定していただければと思う。

（Ｂ委員）

この指針は、随分気合いが入った指針だと思う。確かに、細かい部分まで書いているが、安心・安全という観点で建築上の構造とか設計について、これまで詳細に示した例はなかったように思う。それは、既にいろいろな規制があるなかで、そこまで示しにくかったのだと思うが、ここが大変重要なポイントであり、気合いを入れて書くのは大いに結構である。ただし、建築基準法等を所管する部局の了解が必要であり、その辺がクリアできれば、ある程度細かく踏み込んで気合いを込めて書くことはいいことである。

指針公表後、どのように実現していくかという問題は残るかもしれないが、そういう意味では、なかなか魅力のある指針だと思う。

ただ１点、この指針には、何度も同じことを書いているところが気になる。それは、「第３　共同住宅の構造、設備等」「１　住宅建設の計画及び設計」「(1)　計画及び設計の進め方」「イ　総合的な設計の実施」の部分である。ここには「防犯性の向上に当たっては、安全性、居住性、耐久性等とのバランス、費用対効果等を総合的に判断した上で設計を行う」と書いて、一戸建て住宅でも同じことを書いている。このように書かないと関係者の間は通りにくいのかもしれないが、既に総論の「第２　防犯性の向上のあり方」において、「２　防犯に配慮した企画、計画及び設計に当たっての留意点」「(1)　経済性等への配慮」として、「住宅等の設計者、事業者は、・・・経済性とのバランスに配慮しながら・・・防犯に配慮した企画、計画又は設計に努める」と書かれている。この趣旨は、共同住宅と一戸建て住宅に書かれた内容と全く同じである。つまり、総論では前向きに取り組むような表現であるにもかかわらず、共同住宅、一戸建て住宅の各論部分では、若干後ろ向きに読むことができる。共同住宅や一戸建て住宅の部分において、再度書いたことにより、防犯への取組を薄めることにならないのか。こういう書き方は分かりにくいので、総論のみ書いて、後は書かないということでよいと思う。

（事務局）

ただ今指摘のあった点については、関係部局と調整したい。

また、この指針案については、公表後の普及を念頭において、関係部局と協議し、調整したものである。

（会長）

付け加えて言うと、この指針の普及に当たっては、市町の宅地開発部門等との連携が重要であると思う。

また、この指針は、技術的な内容になっているので、専門家にとっては詳細にわたって示すほうがよいと思う。いずれにしても、空間の状況、地域の状況、建物等の規模等の状況によって、すべてに対応できない場合もあるので、創意工夫が必要になると

思う。

ウ　犯罪の防止に配慮した深夜営業店舗に係る措置に関する指針案

（会長）

「６　深夜営業店舗及びその周辺への配慮等」については、少し異質ではあるものの、最近の情勢を踏まえてこういったこともきちっと入れた方がよいという判断に基づくものである。

（Ｂ委員）

深夜営業店舗に関する指針を定めるのは、ユニークな兵庫県らしくて大変良い。

深夜営業店舗は、襲撃されやすく、守られる対象である一方で、第３回企画部会において、委員から発言があるように、深夜営業店舗及びその周辺において、青少年その他の密集行為があり、地域の安全を阻害する場所となることがある。

「安心・安全まちづくり」について考えた場合、深夜営業店舗は、守られる対象であるが、深夜営業店舗が犯罪のきっかけとなる場合もあり、これを防いでいかなければ完全ではなく、そういった意味でも、この指針を定めることは意義深い。

少し物足りないのは、「(3) 青少年の健全育成に向けた取組」として、「健全育成の観点から帰宅を促す」と書いているが、もう少し踏み込んだというか、もう少し幅広い措置がとれる書き方がないものかと思う。

第３回の企画部会で「地域の方でない若い店員さんであれば難しい」と委員から発言があるように、単に「帰宅を促す」というのではなく、例えば、午後11時になれば店内アナウンスを行うなど、帰宅を促すためのいろいろな措置があると思う。書き方としては「帰宅を促す等の措置をとる」とか、帰宅を促すというのは一つの例示であり、青少年の健全育成の観点から、他にも取り組むべきことがあることが分かるように、少し膨らみのある書き方ができないか。

（Ｆ委員）

深夜営業店舗の指針は、二つの相反する内容が書かれている。例えば、強盗に襲われる店は、人の出入りが少ない店であって、店舗周辺にも人がいないという状態であるからこそ犯罪に遭いやすい。たとえ不良少年たちであっても、その店を利用してもらえるのであれば強盗の被害に遭いにくい状況が形成されると思う。そういう観点から、営業中は、客の出入りが多い方がよいのであって、そうであるからには、マナーよく利用してもらうことが必要である。

街角の小さな店舗前に自動販売機が設置されていると、夏の深夜には、青少年が自動販売機前にたむろするようになる。しかし、そのようなところには空き巣が入らない。どうせ青少年が集まるのであれば、マナーよく近隣に迷惑をかけないように集まるといった観点が盛り込めないものかと考えた。

（会長）

Ｆ委員のご意見は、難しい部分があるが、いずれにしても「(3) 青少年の健全育成に向けた取組」については、何をすることが健全育成かという部分もあり、一方では、県の青少年愛護条例によって深夜外出の規制も行われているので、少し表現等を検討させていただきたい。

また、「６ 深夜営業店舗及びその周辺への配慮等」については、事業者が行政、警察、地域と連携を図り、いろいろな取組が展開されると思うので、そういった取組を情報バンクのような形で蓄積し、フィードバックしていくことも検討願いたい。

（Ｄ委員）

「第１ 通則」「２ 基本的な考え方」「(2) 指針の対象」では、「夜間における従業員が少人数であること」と書いているが、例えば、自動販売機が多く設置されているところや金融関連の自動契約機を設置しているような無人の店舗については、夜間でも明るいため、少年がたむろすることも考えられる。また、ショベルカーで自動契約機ごと持ち去られる事件もあった。このような無人店舗については、指針の対象となるのか。

（事務局）

無人店舗であっても設備そのものが被害の対象となったり、また来店客にも危害が及ぶこともある。この指針の目的は、こういった被害を防止するためのものであり、基本的には無人店舗であっても対象になる。ただし、無人店舗にはいろいろな形態があるため、一律には適用しにくい部分があると思う。

（会長）

この指針がどのように運用されるのかは、少し難しいところであるが、今後、事業者団体等との協議を進める中で、その対応が検討されると思う。

エ　犯罪の防止に配慮した道路等の構造、設備等に関する指針案

（会長）

道路等の指針の特色として、深夜営業店舗の指針と同様に「第３ 地域住民に愛着を持ってもらえる施設づくり」として、ソフト面の取組についても盛り込んでいる。

この指針は、主に公共施設の設置者を対象としたものであることから、他の指針と少し違った周知方法がとられることになる。

また、指針に沿って設置者等が取り組むとともに、設置者等と地域や住民との連携による取組を連動させることによって、個別具体の状況に合った指針の運用ができるのではないかと思う。

（Ａ委員）

この指針を参考に取り組んでみたいところであるが、例えば、落書き消しの活動では、石垣の種類によって消し方が違い、またトイレ等の壁の種類によってはシンナー等を使っても消すことができないことがある。

自分たちのまちをよくするために、できる限りのことは行いたいが、できればこういった活動に対して、専門家からアドバイスが受けられるような相談窓口を設置してもらえないかと思う。

（会長）

Ａ委員のご意見については、指針にうまく盛り込めるかどうか検討するとして、公共施設の利用、あるいは地域による施設管理について、参画と協働のしくみづくりという部分で受けとめていただきたいと思う。

オ　その他指針全般

（Ｇ委員）

子どもの指針でよく書かれている「子どもを守る110番の家」については、住民にあまり浸透していないと思う。もっと賛同が得られるよう、子どもが駆け込んできたときの具体的な対処方法等について、もう少し踏み込んで普及できないものかと思う。

（会長）

「子どもを守る110番の家」についての理解と周知についての工夫については、指針よりも推進計画に関係すると思うので、ご意見として伺うことにする。

（Ｈ委員）

この指針を読んで、今の暮らしで防犯の観点で何が不足しているのか非常に参考になるが、もう少し丁寧に書いた方がいいと思う。例えば、深夜営業店舗の指針についてであるが、家庭で児童虐待があった場合に、子どもが自宅で身の危険を感じて外に出たとき、明かりを求めて深夜営業店舗に逃げ込んで危険を回避するということがある。ところが、深夜営業店舗では、子どもの取扱に一定のルールがないため、自宅に戻されて悲劇が起こるということも考えられる。そういう意味で、深夜営業店舗は、地域の安全・安心拠点とするくらいの発想が必要であると思う。

（会長）

深夜営業店舗、特にコンビニ等については、その地域における位置づけとか地域の安全に対して果たす機能について、プラス面、マイナス面の両方があり、大変難しい。

この指針については、今後、具体の取組を進める中で方向性を考えていくことも含めて、将来的に少し書き足すことが必要であると思うので、念頭に置いてほしい。

（Ｂ委員）

この指針にどう書くかという問題よりも、今後の運用上のことではあるが、これからの深夜営業店舗は、襲撃のターゲットとなる危険性よりも、地域の安全を阻害する要素がクローズアップされるのではないかと思う。

ヨーロッパでは、深夜に駄菓子などを買える店が営業していること自体が信じられないことで、そこまで便利にする必要があるのか、また、深夜に襲撃されるターゲットになるのなら、遅くまで営業しなくてもいいのではないかという意見もあり得ると思う。

いろいろな問題がある中で、深夜営業店舗は、今後ますます地域の安全を阻害することにならないような配慮が必要である。例えば、盛り場で営業している大規模なコンビニ等については、指導員を置いて、不審な人が来店すれば110番したり、店前でたむろしている青少年に対しては、警察と連携しながら防犯指導を行うなど、これからは、深夜営業店舗を拠点に防犯活動が進められるような健全な営業方法にするための措置も必要になると思う。

そういう意味で、「６　深夜営業店舗及びその周辺への配慮等」は、非常に重要なことであることから、単に「帰宅を促す」だけでいいのかと思ったのであるが、どのように書くかについては事務局にお任せしたい。

（Ｃ委員）

指針が公表されると、県民から行政に対して、要望がたくさん出ると思う。今後の課題としては、この指針をどう実現していくかであり、行政の最先端に立っている市町としては、非常に厳しい財政事情にあるなかで、どのように実現していくかが一番難しいところである。

市町は、この指針を実現するために、相当の予算が必要になると思われるので、県の財政支援等について配慮いただきたい。

（Ｉ委員）

指針の目的部分にこうした厳しい社会になったこと自体を考えさせるような、もっと大きな視点を盛り込んだ方がいいと思う。例えば、地域の安全を確保するためには、多額の経費が必要であるということなどについて、住民に理解してもらえるような趣旨が書ければと思う。

カ　審議会中間報告案

（事務局）

※　資料３に基づき、中間報告案説明

（Ｂ委員）

「子どもの安全を確保するための活動及び措置に関する指針」のところで発言した

とおり、子どもたちと一緒につくる地域安全マップについて、中間報告案の概要においても書いていただきたい。

※　その他意見等なし

（会長）

４つの指針案については、各委員からのご意見等踏まえて、事務局において修正したうえで、地域安全まちづくり審議会中間報告案として県民意見提出手続をすることに異論はないか。

※　意見等なし

（会長）

特にご意見がないので、この地域安全まちづくり審議会中間報告案によって、県民意見提出手続を進めていきたい。

(2) 地域安全まちづくり推進計画（仮称）骨子案について

（事務局）

※　資料４に基づき、推進計画（仮称）骨子案説明

（会長）

資料４の２ページに「３　計画の全体構成（案）」として全体像が整理されているが、ポイントの１点目は、「３　推進方策」であり、Ａ３資料「★　参考」に示された３本柱と、これによる８つの行動である。

ポイントの二つ目は、どのような数値目標にするかである。

少し気になるところは、「行動５　犯罪等からの対応能力向上」の「(2)　自らを守る術を身につける学習機会の提供」の部分である。先程も子どもは、単に保護されるべきものではないというご意見があったように、もう少し子どもを主体にした表現はできないものかと思った。

（Ｅ委員）

先日、神戸市教育委員会が警備会社に委託して実施した「安全教室」に参加した。この安全教室は、スライド撮影と実技形式の安全教室であり、小学生に対して手を掴まれたときは、その場にしゃがむなど、具体的なことを体験させて、その対処方法を身につけさせていた。

推進計画には、体験教室とか安全教育の推進といったキャッチコピーで盛り込めばどうか。

（Ｆ委員）

ガーディアン・エンジェルスで「子どもの安全教室」として、子どもに対して危機回避に関する啓発や護身術を教えている。しかし、その内容が一番いい方法なのか迷いながら実施しているところである。例えば、子どもに護身術を教えても、それが犯罪に遭いそうになった実際の現場でどこまで使えるかということについて、個人的には、非常に疑問に感じている。

警察では、小学校等で「交通安全教室」を実施しているが、これと同じように、子どもを対象とした「身の危険に対する安全教室」のようなものを全国規模で実施していただければと思う。犯罪被害に遭わないためのノウハウを子どもに伝えるためには、もっと洗練されたカリキュラムをつくり上げる必要があり、このような取組ができる最も適した組織は警察であると思う。もし可能であれば、兵庫県警に「ここまでやるんだ」というところを見せていただきたい。

（Ａ委員）

子どもに対しては、あいさつ運動の取組を教える一方で、知らない大人から話しかけられた場合は逃げるように教えており、子どもからすれば、どうしたらいいのか迷うと思う。

以前、警察の方から、子どもに対してまず教えることは、危険を感じたら逃げて大人に助けを求めることであると言われた。場合によっては、善意の大人が子どもに声を掛けたときも、子どもは逃げるかもしれないが、子どもが自身の安全を確保するためには、やはり逃げることが大切だと思う。

登校時に小学校の校門前に立って子どもの見守り活動をしているが、８割くらいの子どもが「おはよう」のあいさつが言えない。今の子どもは、大人にうまく話しかけられないのに、身の危険を感じたときに大人に対して、そのことを口に出して訴えることができるのだろうかと思う。大人でも、びっくりして叫ぶことができず、その場から動けない人が多いと聞いたことがある。

このように、子どもたちに正しく教えることは難しく、私たちでは、うまく教えられないと感じている。

（Ｄ委員）

子どもの安全を確保することは大切ではあるが、高齢者の安全についても大切であると思う。先程の指針では、子どもの話があっても高齢者の話がほとんど出てこなかったが、高齢者の問題は、今後ますます重要になってくると思う。高齢者の安全を確保するためには、どのようにしてみんなで注意を払っていくかである。

また、いわゆるサイバーテロとか、高齢者がインターネット詐欺の被害に遭うといった問題については、警察等からいろいろな情報をいただき、我々も高齢者の方に伝えているが、こういった取組も大きな意味での防犯まちづくりである。最近では、ワンクリック詐欺等の新しい犯罪が発生し、高齢者のみならず、我々も被害に遭いやすいという状況にある中で、そういった最新の犯罪をどう防いでいくかについても、推進

計画の中に盛り込む必要があると思う。

（会長）

地域安全まちづくり条例は、子どもと高齢者について、きちっと位置付けたことが特徴の一つである。

ご指摘のように､高齢者を犯罪からどのようにして守るのかという問題については、これからますます大事な視点であり、その点については、推進計画においても意識していく必要があると思う。

もう一つのご指摘である、ハイテク犯罪といったような、新しい犯罪への対応についてもご意見として受け止めておきたい。

（Ｇ委員）

高齢化社会における高齢者の安全確保についてであるが、以前開催された高齢者向けの防犯学習会は、防犯ビデオを活用したということもあり好評であった。高齢者の安全を確保していくためには、高齢者用の防犯教材を活用して繰り返し指導することが大切である。

（会長）

「行動１　県民意識の高揚」では、「①　犯罪情報・防犯情報の提供」と書いているが、単に情報提供ではなく、どのような情報を、どのようにして、誰に対して提供すればいいかについて工夫が必要であると思うので、その辺りについてもご検討いただきたい。

推進計画については、これから具体的な作業に入る段階にあることから、各委員においては、お気づきの点を事務局まで連絡願いたい。

(3) 今後のスケジュールについて

（事務局）

※　資料５に基づき、今後のスケジュール説明

※　各委員より意見等なし